

こ かんじゃ けんり 子ども患者さんの権利

『子どもの権利条約』の基本は
『生きる権利』『育つ権利』『守られる権利』『参加する権利』です
おおさか いちか やっか だいがく びょういん
大阪医科大学病院ではこれらを踏まえた医療をしています

- 1 あなたは、ひとりの人として大切にされます (こどもの基本的な人権の保障)
- 2 病院でもできる限り家族と過ごせます (家族と引き離されない権利)
- 3 病院にいても遊んだり勉強したりできます (遊ぶ権利、教育を受ける権利)
- 4 病気のことや病気を治していく方法について分かりやすい説明を受けられます。そして、自分の思いや考えを家族や病院の人に伝えられます (知る権利・意思表示の権利)
- 5 あなたにとっていちばんよいと思われる治療を受けられます。病気や治療に伴うあなたの痛みや苦しみをできるだけ少なくするように、病院の人とあなたの家族は努力します (最善の医療を受ける権利)
- 6 病気の治し方や薬が効くかどうかなどの研究に協力するかどうかは、十分な説明を受けて、自分で決められます。やめたくなれば、いつでもやめられます (研究協力の自己決定権)
- 7 ひみつにしたいことは勝手に他の人に知られません (秘密を守られる権利)

